

## 鳥取県和牛産肉能力検定委員会委員公募要綱

### 1 目的

鳥取県和牛産肉能力検定委員会（以下、「委員会」という。）は鳥取県畜産試験場（以下、「畜産試験場」という。）が実施する種雄牛造成事業を円滑に推進するとともに、種雄牛の適正な選抜を行うことにより、本県和牛の産肉能力の向上を図ることを目的とする。この度、鳥取県が推進する県民参加と協働による民主的で公正な県政の実現へ向け、より県民の意見を伺いながら手続きを進めることが必要と考え、一般公募により本委員会の委員（以下「公募委員」という。）を募集することとする。

### 2 公募委員の役割

公募委員は、委員会に出席し、その他の委員とともに種雄牛造成に係る次の事項について審議する。

- (1) 育種改良の基礎となる雌牛及び指定交配種雄牛の選定
- (2) 直接検定候補牛の選定
- (3) 直接検定終了時における種雄候補牛の選定
- (4) 現場後代検定のための試験種付けを行う種雄候補牛の選定
- (5) 現場後代検定終了時における種雄牛の選定
- (6) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

### 3 募集内容

公募委員の募集については、次のとおりとする。

#### (1) 応募資格

次の全てを満たす方

- ① 和牛の種雄牛造成、育種に興味のある方。
- ② 任命時に、県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任する予定のない方であること。
- ③ 鳥取県内在住かつ在勤の満18歳以上の方であること（就任時点）。
- ④ 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しないこと。
- ⑤ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でないこと。
- ⑥ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でないこと。
- ⑦ 委員会が平日開催のため、平日常出席が可能な方。

#### (2) 応募方法等

別紙の申込書に必要事項（応募者の住所、氏名、連絡先及び応募動機）を記載し、募集期間内に畜産試験場へ提出する（郵送、ファクシミリ、メール、直接持参など）。

[募集期間]令和6年6月17日（月）～7月1日（月）消印有効

[提出先]鳥取県畜産試験場

〒689-2503 鳥取県東伯郡琴浦町松谷606

電話：0858-55-1362

ファクシミリ：0858-55-0330

電子メール：chikusanshiken@pref.tottori.lg.jp

- (3) 募集人数  
公募委員1名
- (4) 任期  
令和6年7月中旬～令和8年3月31日（予定）
- (5) 開催回数  
6回／年程度（不定期）

#### 4 公募委員の選定

公募委員の選定に当たっては、次のとおりとする。

- (1) 決定方法  
公募委員は、応募用紙による書類選考により行う。なお、同点者がある場合は抽選により決定する。  
ただし、畜産試験場に設置する審査委員会において、記載内容が委員会の公募委員としてふさわしくないと認められた場合は、対象としない場合がある。
- (2) 審査委員会  
場長、育種改良研究室長、担当で構成される。
- (3) 補充委員等  
選定した者から辞退があった場合に備え、応募者の中から補充委員を若干名選定する。
- (4) 応募がない場合等の取扱  
再募集は行わない。

#### 5 決定後の手続等

審査結果については、応募者全員に郵送で通知する。

#### 6 その他

- (1) 応募に際して提出された書類は公募委員の決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しない。また、提出された書類は返却しない。
- (2) 委員会は原則公開で行うため、公募委員は同委員会の議事録など、委員会の資料（氏名及び発言内容）等は全て公開することに同意されたものとする。
- (3) 公募委員として委員会に出席される場合には、県の規定に基づき、報酬と交通費を支給する。
- (4) その他、公募に関する具体的な手続については、必要に応じて、別途畜産試験場長が定める。